

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 50,600	円 10,000
1 年 以 上 2 年 未 満	368,000	308,000	250,600	50,600	8,000
2 年 以 上 3 年 未 満	368,000	308,000	250,600	50,600	6,000
3 年 以 上 4 年 未 満	368,000	308,000	250,600	50,600	4,000
4 年 以 上 5 年 未 満	368,000	308,000	250,600	50,600	2,000
5 年 以 上 6 年 未 満	368,000	308,000	250,600	50,600	
6 年 以 上 7 年 未 満	368,000	308,000	250,600	48,800	
7 年 以 上 8 年 未 満	368,000	308,000	250,600	47,000	
8 年 以 上 9 年 未 満	368,000	308,000	250,600	45,200	
9 年 以 上 10 年 未 満	368,000	308,000	250,600	43,400	
10 年 以 上 11 年 未 満	368,000	308,000	250,600	41,600	
11 年 以 上 12 年 未 満	368,000	308,000	250,600	39,800	
12 年 以 上 13 年 未 満	368,000	308,000	250,600	38,000	
13 年 以 上 14 年 未 満	368,000	308,000	250,600	36,200	
14 年 以 上 15 年 未 満	368,000	308,000	250,600	34,800	
15 年 以 上 16 年 未 満	368,000	308,000	250,600	33,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	364,000	304,700	248,000	32,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	360,000	301,400	245,400	30,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	356,000	298,100	242,800	29,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	352,000	294,800	240,200	27,800	
20 年 以 上 21 年 未 満	348,000	291,500	237,600	26,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	331,100	277,700	225,600	25,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	313,900	263,700	213,700	25,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	297,200	250,200	201,700	24,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	280,300	236,300	189,900	23,600	
25 年 以 上 26 年 未 満	263,400	222,600	178,100	23,000	
26 年 以 上 27 年 未 満	242,600	205,000	163,700	22,400	
27 年 以 上 28 年 未 満	222,200	187,900	149,400	21,800	
28 年 以 上 29 年 未 満	201,800	170,600	135,100	21,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	181,000	153,000	120,800	20,700	
30 年 以 上 31 年 未 満	159,100	135,000	105,800	20,300	
31 年 以 上 32 年 未 満	137,200	116,700	91,000	19,700	
32 年 以 上 33 年 未 満	115,500	98,800	75,800	18,800	
33 年 以 上 34 年 未 満	83,600	72,800	56,700	17,900	
34 年 以 上 35 年 未 満	53,800	48,500	38,300	17,200	

別表（第六条関係）

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。